



平成27年7月31日

各位

上場会社名 パラカ株式会社
代表者 代表取締役 内藤 亨
(コード番号 4809)
問合せ先責任者 取締役管理部長 間嶋 正明
(TEL 03-6230-2300)

「株式給付信託型 ESOP」の導入に関するお知らせ

当社は、平成27年7月31日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託型 ESOP」(以下、「本制度」と言います。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は、従業員インセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。

この度、経済的な効果を株主の皆様と共有できる形で、社員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、社員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ること、人材採用において優秀な人員を確保すること、長期勤続に対する功労のための退職金制度を整備することを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託型 ESOP」(以下、「本制度」と言います。)の導入を決議いたしました。

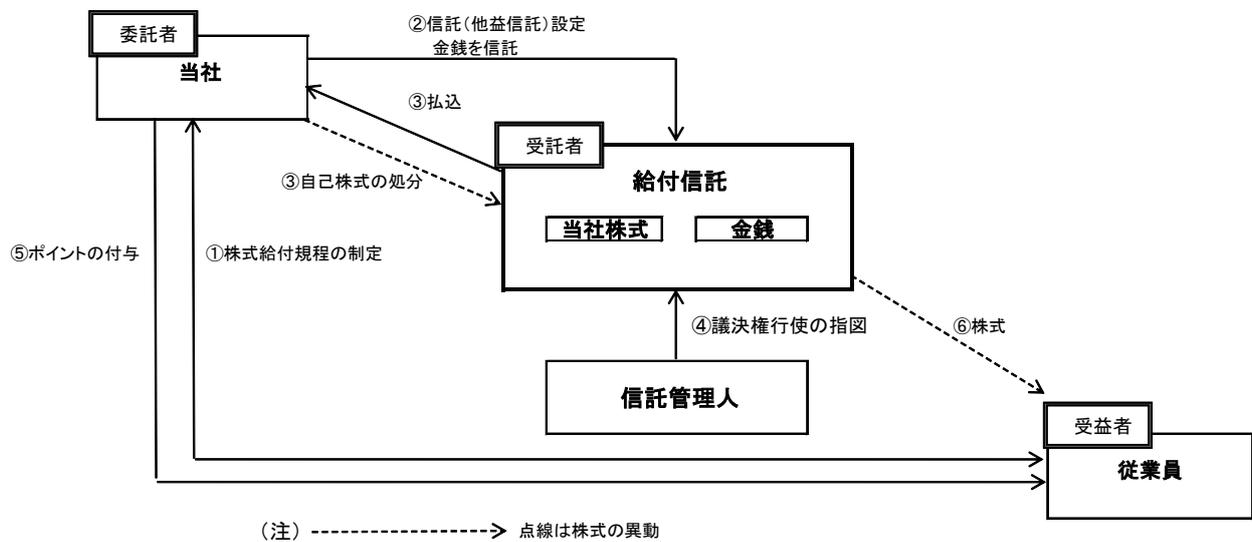
2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託(以下、「本信託」といいます。)を設定し、信託を通じて当社株式(当社普通株式。以下同じ。)の取得をおこない、当社従業員に対して、当社取締役会が定める株式給付規程に従って、その役位等に応じて付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。

当社は、株式給付規程に基づき、毎年、従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に(累積した)ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。本制度の仕組みの概要は、以下のとおりです。

なお、本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式415,028株(平成27年6月30日)のうち250,000株(365,500,000円相当)を本信託に対して一括して処分することを決議いたしました。詳細につきましては、本日付、「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

<本制度の仕組みの概要>



- ①当社は従業員福利厚生制度の一つとして株式給付制度を導入します（株式給付規程を制定し、一定の要件を充足した従業員に対して株式を給付する義務を負います）。
- ②当社は株式給付規程の対象となる従業員を受益者とする（受益者不特定の）「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③受託者は、今後給付が見込まれると合理的に見積もられる数の当社株式を一括して当社から取得します（自己株式の処分により取得します）。
- ④当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。
- ⑤当社は従業員に対し、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、勤続年数・職位・業績等に応じ、将来給付する株式を計算する為のポイントを付与していきます。
- ⑥株式給付規程に定められた要件を従業員が充足し、給付を受ける株式数が確定したとき、当社からの連絡に基づき、受託者はその従業員に株式を給付します。

3. 本信託の概要

- (1) 名称：株式給付信託型 ESOP
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- (4) 受益者：従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日：平成 27 年 8 月 17 日（予定）
- (8) 金銭を信託する日：平成 27 年 8 月 17 日（予定）

(9) 信託の期間：平成 27 年 8 月 17 日（予定）～平成 37 年 7 月末日（予定）

4. 本信託による当社株式の取得の内容

(1) 取得株式の種類：当社普通株式

(2) 取得株式の総額：365,500,000 円（予定）

(3) 株式の取得時期：平成 27 年 8 月 17 日（予定）

(4) 株式の取得方法：自己株式の処分（第三者割当）により取得

以 上